

業 務 説 明 資 料

1 件名

街に広がる音プロジェクト制作運営等業務委託

2 事業の実施目的

横浜市は、「文化芸術創造都市」として、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」、ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA」、音楽フェスティバル「横浜音祭り」といった横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを開催しています。2022年は、4回目の音楽フェスティバル「横浜音祭り2022(仮称)」を開催する予定です。

街に広がる音プロジェクトは市民参加型事業として世代、国籍、ジェンダー、障害の有無を越えてオールジャンルのアーティストが参加し、市民が主役となりフェスティバルを盛り上げる当事者として賑わいを生み出すことを目的に実施します。また、その他フェスティバル期間中(2022年9月17日～11月6日)に開催される、周辺イベントとの連携を積極的に行うことで一体的な賑わいを創出します。

3 事業の実施内容

「横浜音祭り2022(仮称)」の開催期間の週末を中心に市内の人々が賑わうオープンスペースでプロ・アマを問わないオールジャンルのアーティストが観覧無料のパフォーマンスを行い、横浜を音楽で染め上げます。

4 開催概要

(1) 日時(予定)

令和4年(2022年)

9月17日(土)、18日(日)、19日(月・祝)、23日(金・祝)、24日(土)、
25日(日)、10月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)、10日(月・祝)
15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日)、
11月3日(木・祝)、5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)
全22日間開催 全22ステージを予定。

13時～17時の間で実施を予定 ※屋外会場は荒天中止

(2) 会場候補

クイーンズスクエア横浜 クイーンズサークル、グランモール公園 円形広場、
JR 桜木町駅前広場、たまプラーザ テラス ゲートプラザ1階 フェスティバ
ルコート、戸塚駅東口ペDESTリアンデッキ、日産 グローバル本社ギャラ
リー、MARK IS みなとみらい 1F グランドギャラリー、元町ショッピングスト
リート、山下公園 バルコニー、ららぽーと横浜 セントラルガーデン KiLaLa、
ランドマークプラザ 1F サカタのタネ ガーデンスクエア

(3) 出演者

公募により募ったアーティスト、ゲストアーティスト

(4) ジャンル

オールジャンル(ジャンル不問)

(5) 事業規模(見込)

街に広がる音プロジェクトの実績単価を基にした想定では、
約30,000千円です。

- ケ 出演者向けのアンケート調査
 - ・アンケート調査項目については委託者と協議の上、決定すること。
- コ 出演者の審査業務
 - ・受託者は、委託者と協議の上、出演者を決定するための審査項目を決定すること。
 - ・受託者は審査項目を基に応募締切から2週間以内に選定し、委託者に提出する。
 - ・出演者の決定については、出演候補者を基に、委託者が行うこととする。
- サ 出演契約または参加同意書（経費負担、出演内容等）の作成及び締結
 - ・出演者の出演を担保するため出演日時等、費用負担、肖像権の使用等について明確にし、書面により、全ての出演者と契約または同意書を締結し、その書面を委託者に提出すること。
なお、書面の内容は委託者と協議のうえ、決定する。
- (3) 実施運営（進行、運営、警備等）計画の立案・図面作成
 - ア 会場及び周辺の調査及び必要に応じた周辺施設等への説明
 - イ 各会場の会場設計
 - ・パフォーマンスエリア、観覧エリア及び音響等の設置については周辺の住宅、店舗、ホテル等を考慮した設計を行うこと
 - ・各会場の特性や許可された内容、出演者及び出演団体の人数や実施内容、曲目等を踏まえた設計を行うこと。
 - ・会場の手配は委託者が行うこととする。
 - ウ 実施運営（進行、運営、警備等）計画の立案
 - ・受託者は、本業務の実施運営に必要な業務等を整理し、実施運営計画を立案のうえ、委託者に説明を行うこと。委託者に説明の後、本計画を基に実施運営マニュアルの作成を行うこと。
 - エ 必要に応じた周辺住民等への対策（案内文のポスティング等）
 - オ 事業実施に掛かる申請及び届出
 - ・受託者は、本事業を実施するに当たり発生する、申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、委託者での対応や調整が必要となる業務については、委託者が対応、同行するものとする。
 - カ 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・受託者は街に広がる音プロジェクトを実施するに当たり、イベント実施時期の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて、十分な感染症対策を講じる事。
※なお、新型コロナウイルス感染症対策に掛かる費用は、「4 開催概要」に記載の事業規模に含まないものとする。受託者は、委託者と協議の上、感染症対策を決定し、その費用については、委託者が別途負担するものとする。
 - キ 実施運営・警備マニュアル、進行台本の作成
 - マニュアルにおいて最低限以下の項目を盛り込むこと。
 - ・開催概要
 - ・業務担当者一覧、連絡系統図
 - ・関係各所（警察、消防署等）連絡先一覧
 - ・会場レイアウト図

- ・ 舞台及び設備等図面
- ・ 実施スケジュール(セクションごと)
- ・ 設備等、搬入車両等の動線
- ・ 警備計画
- ・ 警備員、運営スタッフ等配置図
- ・ 看板等掲示物レイアウト及び配置図
- ・ 緊急時(悪天候、天災等)の避難計画や対応方法
- ・ 会場備品一覧
- ・ 出演者、スタッフパス(案)
- ・ 出演者プロフィール

(4) 広報業務

ア 広報計画の策定

- ・ 市内のみならず市外を含め、広く出演者を募り、募集及び開催についてコストに見合った効果的な発信ができる広報計画を委託者との協議の上、策定する。発信・認知拡大においてラジオやテレビ、新聞等のマスメディアを有効に活用すること。

イ 開催ポスターのデザイン制作・印刷業務

ウ 開催ポスターの掲出・配架業務

エ 当日パンフレットの制作・印刷業務

オ Webサイトの運営・情報更新

- ・ サーバー、ドメインは委託者が手配する。
- ・ 対応可能デバイスはPC・スマートフォン、タブレットを想定し、ブラウザはGoogle Chrome、Microsoft Edge、FIREFOX、Safariの最新バージョンに対応できること。

カ Webサイトのデザイン制作

- ・ Webサイトのデザインコンセプト・構成については、委託者の方針に沿って決定する。
- ・ 英語の併記(出演者、会場、日程等)を行うこと。

キ ステージにバックボート及びA看板等のプログラムボードの装飾物の制作

(5) 舞台にかかる業務

ア 舞台進行業務

- ・ 出演者とのステージにおける調整を行う。
- ・ 舞台における安全管理

イ 音響機材手配・設営撤去・オペレーション

- ・ 会場の電源環境に応じて発電機を手配すること。

ウ MCスタッフの手配・運用

(6) 運営警備業務

ア 運営マニュアル・警備マニュアルに沿った人員の手配

イ 各会場の設営・撤去

ウ 来場者の整理整列・動線管理

エ 会場備品手配(テント、パイプ椅子、長机等)

- オ 各会場の動員集計
- カ 当日パンフレット等の配布物の折込み、及び配布
- (7) その他業務
 - ア 著作権申請補助
 - ・支払いは委託者が行うものとする。
 - イ イベント保険への加入
 - ・出演者、スタッフを対象にした傷害事故にかかる保険への加入。
 - ・会場により指定の保険会社がある場合には、別途加入する。
 - ウ 業務実施報告書作成
 - エ 各会場のスチール記録を撮ること。
 - オ 各会場での動画撮影及び映像配信
 - ・期間中の2会場で最低1台カメラを設置すること。
 - ・必要に応じて、ポケットwifi等通信機器を手配すること。

(8) 開催中止に伴う費用負担について

台風、暴風、地震などの天災によりプログラムを終日中止と判断した場合、開催当日に係る人員及び機材手配等の費用負担について次の通りとする。

中止決定時期	委託者負担分
開催日当日・前日	該当費用の全額
開催前々日以前	該当費用の8割

7 成果品の作成

- (1) 成果品は次のものとする。
 - 実績報告書
- (2) 成果品は次の場所に納品すること。
 - 横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局
 - (横浜市中区本町6-50-10 30階 横浜市文化観光局文化プログラム推進課内)
- (3) 本事業に係る成果品の権利は実行委員会に帰属するものとし、受託者はその成果品を自ら利用し、又は第三者に帰属させてはならない。

8 履行期限

令和4年4月1日(金)から令和4年12月28日(水)

9 履行場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会が指定する場所

10 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、実行委員会事務局と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会事務局が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会事務局が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務におけるデザインについて、商標登録等されていないオリジナルのものであること及び第三者の著作権等を侵害するものではないことを保証するものとする。万一、第三者から権利侵害の訴え等が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。
- (4) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければならない。
- (5) 本業務の成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が2次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。
- (6) 地元との調整を密に行い、商店街、施設管理者等の開催会場に関わる関係者の意向に沿い、地域の特性を活かした運営を行う。
- (7) 受託者は、委託者と週1回から2回程度、定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、定期的な協議の実施が難しいと判断した場合にはこれに限らない。
- (8) 広報や告知及び装飾等における制作物については、委託者の指示に従いフェスティバル全体のデザインコンセプトにトーン&マナーの統一すること。
- (9) 本事業のメインビジュアルについては、委託者が別途指定するデザインを使用すること。